

# 第128期 中間決算公告(連結)

平成22年12月20日

岡山市北区番町2丁目3番4号  
株式会社 トマト銀行  
取締役社長 中川 隆 進

## 中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	13,078	預 金	819,547
コールローン及び買入手形	22,000	譲 渡 性 預 金	2,505
商品有価証券	500	コールマネー及び売渡手形	3,691
有 価 証 券	203,809	借 用 金	5,509
貸 出 金	630,941	社 債	5,000
外 国 為 替	613	そ の 他 負 債	7,527
そ の 他 資 産	4,759	退 職 給 付 引 当 金	681
有 形 固 定 資 産	10,205	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	157
無 形 固 定 資 産	588	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	34
繰 延 税 金 資 産	2,720	偶 発 損 失 引 当 金	411
支 払 承 諾 見 返	3,459	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	697
貸 倒 引 当 金	△ 7,690	支 払 承 諾	3,459
		負 債 の 部 合 計	849,223
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,310
		資 本 剰 余 金	12,491
		利 益 剰 余 金	6,878
		自 己 株 式	△ 476
		株 主 資 本 合 計	33,203
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,950
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	526
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,476
		少 数 株 主 持 分	81
		純 資 産 の 部 合 計	35,762
資 産 の 部 合 計	884,985	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	884,985

中間連結損益計算書 { 平成22年4月 1日から  
平成22年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	9,238
資 金 運 用 収 益	7,627
（うち貸出金利息）	( 6,579 )
（うち有価証券利息配当金）	( 1,006 )
役 務 取 引 等 収 益	1,249
そ の 他 業 務 収 益	275
そ の 他 経 常 収 益	85
経 常 費 用	8,384
資 金 調 達 費 用	873
（うち預金利息）	( 727 )
役 務 取 引 等 費 用	750
そ の 他 業 務 費 用	50
営 業 経 常 費 用	5,904
そ の 他 経 常 費 用	806
経 常 利 益	853
特 別 利 益	159
特 別 損 失	59
税金等調整前中間純利益	953
法人税、住民税及び事業税	482
法人税等調整額	△ 123
法人税等合計	358
少数株主損益調整前中間純利益	594
少数株主利益	4
中間純利益	590

## 中間連結財務諸表の作成方針

### （1）連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

トマトビジネス株式会社

トマトカード株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

会社名

該当なし

### （2）持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

該当なし

- ② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

トマトリース株式会社

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

該当なし

- ④ 持分法非適用の関連法人等

会社名

該当なし

### （3）連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

### （4）開示対象特別目的会社に関する事項

該当なし

## 連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

## (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

## (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

## (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## (4) 減価償却の方法

## ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 7年~50年

その他 : 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

## ② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

## ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## (5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,927百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、主として14年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

#### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### (10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (11) リース取引の処理方法

当社並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## (12) 重要なヘッジ会計の方法

## (イ) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、当中間連結会計期間においては「金利スワップの特例処理」による会計処理のみを行っております。

連結される子会社及び子法人等にはヘッジ会計を適用する取引はありません。

## (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## (13) 消費税等の会計処理

当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

## (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円減少、税金等調整前中間純利益は23百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は31百万円であります。

## 表示方法の変更

## (中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 注記事項

## (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 15百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,307百万円、延滞債権額は20,939百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,688百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,954百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,974百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,180百万円

預け金 91百万円

担保資産に対応する債務

預 金 9,606百万円

借入金 500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,130百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は170百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,179百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが64,979百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額9,588百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,332百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,626百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 310円09銭
15. 当社の自己資本比率（連結）は9.92%であります。

## (中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却367百万円、貸倒引当金繰入額9百万円及び株式等償却217百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 5円13銭
3. 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

## 岡山県外

用途	営業用店舗3か店
種類	建物動産等
減損損失	25百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

## (金融商品関係)

## ○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（注2）参照。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	13,078	13,078	—
(2) コールローン及び買入手形	22,000	22,000	—
(3) 有価証券	203,034	204,262	1,228
満期保有目的の債券	27,216	28,444	1,228
その他有価証券	175,817	175,817	—
(4) 貸出金	630,941		
貸倒引当金	△ 7,557		
(*1)	623,384	634,539	11,155
資 産 計	861,496	873,880	12,383
(1) 預金	819,547	821,065	1,518
(2) 譲渡性預金	2,505	2,505	—
負 債 計	822,052	823,570	1,518
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	36	36	—
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—
デリバティブ取引計	36	36	—



- (\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,191百万円増加、「繰延税金資産」は482百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は709百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当社が保有する15年変動利付国債について、日本証券業協会公表の店頭売買参考統計値（10年、20年、30年の利付国債）及び10年スワップションボラティリティのデータを使用し、フォワードレートプライシングモデルにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

## (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(複合金融商品、金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ、為替予約)があり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	760
合計	760

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	26,216	27,461	1,245
	社債	500	503	3
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	26,716	27,965	1,248
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	500	479	△20
	うち外国債券	500	479	△20
	小計	500	479	△20
合計		27,216	28,444	1,228

## 2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸 借対照表計 上額が取得 原価を超え るもの	株 式	1,386	1,055	330
	債 券	139,335	136,087	3,247
	国 債	95,195	92,832	2,363
	地方債	5,030	4,848	181
	社 債	39,109	38,406	702
	その他	17,172	16,994	178
	うち外国債券	17,169	16,994	175
	小計	157,894	154,137	3,756
中間連結貸 借対照表計 上額が取得 原価を超え ないもの	株 式	1,674	2,034	△359
	債 券	11,768	11,884	△116
	国 債	4,014	4,033	△19
	地方債	5,000	5,000	—
	社 債	2,754	2,850	△96
	その他	4,480	4,546	△66
	うち外国債券	4,316	4,377	△61
	小計	17,923	18,465	△542
合 計		175,817	172,603	3,214

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式208百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損